

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律について

令和4年5月11日、第208回通常国会において「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立しました。

本改正の概要や施行に伴う教員免許状の取扱いについて紹介します。

的な学び」などが求められています。

このため、個々の学校現場や教師のニーズに即した新たな研修システムによって、これからの時代に必要な教師の学びを実現させることとともに、10年に一回の更新講習を義務付ける現行の教員免許更新制を発展的に解消することとしました。

1

本改正の趣旨

グローバル化や情報化の進展により、社会の在り方が急速に変化するとともに、教育を巡る状況そのものの変化もスピード感を増しており、GIGAスクール構想など情報化への対応や特別なニーズを有する児童生徒への対応の充実などに適時・適切に対応することが求められています。

また、平成28年の教育公務員特例法の改正以後、教員の資質向上に関する指標に基づく教員研修計画により各地域の課題やニーズに応じた計画的・体系的な研修が進められています。また、新型コロナウイルス感染症への対応も契機として、オンラインの活用が急速に広まっており、地理的・時間的な制約を超え、機動的な研修の実施が可能になってきています。

令和3年11月15日に中央教育審議会から示された「[令和の日本型学校教育]を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて(審議まとめ)」では、社会の変化やオンライン化の進展等による研修環境の変化を受け、教師の学びの姿も変化することが必要であると指摘されています。具体的には、①教師自身が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて、探究心を持ちつつ主体的に学び続けること、②一人一人の教師の個性に即して、学校現場の課題に対応するための「個別最適な学び」、③単なる知識技能の修得だけでなく、各学校において行われる校内研修等の教師同士の学び合いなどを通じ、教師としてふさわしい資質能力を身に付けられるような「協働

2

本改正の概要

(1) 研修記録の作成や資質の向上に関する指導助言

公立の小学校等(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園)の校長及び教員の任命権者は、校長や教員ごとに「研修に関する記録」を作成しなければならないこととするとともに、指導助言者は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとしています。また、指導助言等を行う際には、校長及び教員の資質の向上に関する指標や教員研修計画を踏まえるとともに、当該記録に係る情報を活用するものとしています。

(2) 教員免許更新制に関する規定の削除

普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めがないものとし、更新制に関する規定を削除することとしています。

併せて、令和4年7月1日に現に効力を有し、有効期間が定められている普通免許状及び特別免許状について、施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を講ずることとしています。

(3) その他

普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合(教育職員免許法別表第8による

授与)に、必要な最低在職年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大することとしています。

また、主として社会人を対象とする教職特別課程について、その修業年限を1年から1年以上に弾力化することとしています。

(4) 施行日

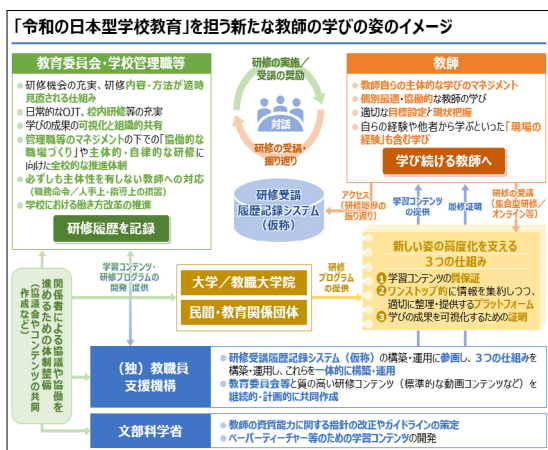
(2)、(3)の施行日は令和4年7月1日、(1)については令和5年4月1日です。

3 今後に向けて

(1) 教師の質の向上について

今後は、本改正内容を踏まえ、個々の学校現場や教師のニーズに即した新たな研修システムを整備することで、教師の質の向上に取り組んでまいります。

また、今回の法改正に伴い、文部科学大臣が定める資質向上に関する「指針」の改正や、それに基づく「ガイドライン」を新たに策定することを予定しております。この中では、①学習指導・生徒指導等に加え、特別な配慮・支援が必要な子供への対応、ICT・データ利活用等を資質能力の柱として明記するほか、②研修等に関する記録の内容や校長による指導助言等の方法などを定めることを予定しておりますが、今後、関係者・関係団体の御意見などを踏まえつつ、中央教育審議会での専門的な検討を経た上で、本年夏には具体的な内容を示せるよう、検討していきます。



(2) 今後の免許状の取扱い

教員免許更新制の発展的解消に伴い、施行日である令和4年7月1日より、休眠状態のものも含め、現に有効な教員免許状については、新免許状（※1）、旧免許状（※2）のいずれについても、手続なく有効期間のない免許状となります。

また、本法の施行日前に、更新を行わなかったことにより教員免許状が失効している場合、教員免許状の授与に必要な単位の修得状況等を証明し、都道府県教育委員会に申請することで、再授与を受けることが基本的に可能です。文部科学省としても、再授与手続の簡素化に向け都道府県教育委員会と調整中ですが、具体的な手続については、各都道府県教育委員会にお問い合わせください。

令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて ※改正教育職員免許法施行時

- 施行日時時点で有効な教員免許状（休眠状態のものを含む）は、手続なく、有効期限のない免許状となる。
- 施行日前に有効期限を超過した教員免許状の扱いは次のとおり。

新・旧の別 (注1)	現職教師 (注2)	非現職教師 (パーティーチャー等)
新免許状	失効	失効
旧免許状	失効	休眠

※失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請手続（注3）を行うことで、有効期限の扱い免許状の授与を受けることが可能。（注4）

(注1) 新免許状は免許状の別以下のとおり。
新免許状：更新制導入後（平成21年4月以降）に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状
旧免許状：更新制導入前（平成21年3月31日以前）に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状
旧免許状が更新制導入後に新たに他の免許状の取得を受けた場合は、新たに取得されたものも含め、「旧免許状」として取り扱われる。
このため、同一の者が新・旧免許状を両方保有することはなし。

(注2) 平成21年3月31日以前に中学校教諭免許状を取得し、平成21年4月1日以降に小学校教諭免許状を取得した場合など

(注3) 「帰属」「学歴」の申請要件は、有効期間の満了日、「休眠期間」には、途中・暫中の更新も含む。

(注4) 専攻科専攻科に必要と認められる場合は、各都道府県教育委員会が定めている。

(注5) 極めて例外的なケース（平成12年の教育職員免許法改正に伴う経過措置により授与された免許状）については、免許状が再授与されない場合がある。

(注釈)

※1 新免許状とは、更新制導入後（平成21年4月以降）に初めて免許状を授与された方の免許状のことです。新免許状には10年間の有効期間が定められており、有効期間の満了までの2年2か月以内に免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請して有効期間を更新する必要があります。有効期間の満了の日を超過した場合、現職教員が否かにかかわらず、免許状は「失効」します。

※2 旧免許状とは、更新制導入前（平成21年3月31日）に初めて免許状を授与された方の免許状のことです。（旧免許状を保有している方が、平成21年4月以降に別の学校種・教科等の免許状を取得した場合には、当該免許状も含めて「旧免許状」の保有者になります。（この場合、修了確認期限は自動的に延期されるわけではなく、修了確認

期限の延期申請手続を経る必要があります。)

旧免許状には、有効期間の定めはありませんが、旧免許状を持って勤めている現職教員には、各自の生年月日等に対応した修了確認期限前の2年2か月以内に免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確

認を受ける義務が課されています。

そのため、修了確認期限を超過した現職教員の免許状は「失効」しますが、修了確認期限を迎えた時点で現職教員でなかった場合は「失効」せず「休眠（当該旧免許状の効力が一時的に停止した状態）」となります。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の概要

趣旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、**公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する**等の措置を講ずる。

概要

1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)

① **任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成**しなければならない。

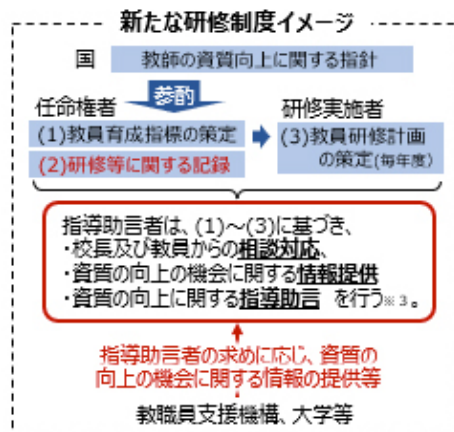
<記録の範囲>

- ・研修実施者^{※1}が実施する研修
- ・大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ・任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ・その他任命権者が必要と認めるもの

② **指導助言者^{※2}は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする**。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。

③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構(NITS)や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。

④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。



- ※1 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者。
- ※2 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者。
- ※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定。

2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)

① **普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除**する。

②施行の際現に効力を有し、**改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする**等の経過措置を設ける。

3. その他(教育職員免許法の一部改正)

①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。

②主として社会人を対象とする教職特別課程（普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程）について、修業年限を1年以上に弾力化する。

施行期日

令和4年7月1日（1.の規定は令和5年4月1日）